

令和3年度総務省調達改善計画

令和3年3月31日
総務省

I. 調達改善計画の目的.

総務省では、これまでも例年適切な予算の確保に努めるとともに行政効率化の観点に立った調達に努めてきたところであるが、令和3年度調達改善計画については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえて、※PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むとともに行政改革推進会議がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達改善を推進するものである。

※P（プラン：調達改善計画）、D（ドゥ：調達改善計画項目への取組）、C（チェック：調達改善計画の進捗状況、評価又は課題等）、A（アクション：調達改善計画の取組後の見直し・公表）

II. 調達の現状分析.

調達の改善をより効果的に行うためには、全体に占める調達金額の比重が高い分野などコスト削減や事務効率化の効果が高いと考えられる分野に重点を置いて取り組むことが重要である。そのため、省全体の調達データにより現状を分析し、課題の洗い出しを行う。

分析結果により、総務本省会計課（以下、「総務本省」と言う。）及び総務本省以外の契約担当部局（以下、「地方支分部局等」と言う。）の取組を策定することとする。

1. 競争性の観点からみた契約の状況

総務省の令和元年度の契約件数は1,963件、契約金額約1,357億円のうち一般競争契約は1,108件、金額約822億円、企画競争は531件、金額約207億円、公募は105件、金額約13億円である。

一方、競争性のない随意契約は219件、金額約316億円であり、全体に対する件数では約11%、金額では約11%である。【表1-1参照】

また、平成29年度から令和元年度の件数ベースの割合の推移では、競争性のない随意契約は、ほぼ横ばいの状況であり、3カ年平均で、11%となっている。【表1-2参照】

競争性のない随意契約の実施については、引き続き、随意契約の要件に合致しているか厳正な審査を実施する必要がある。

【表 1 - 1】 令和元年度総務省における調達契約の種別 (単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	1,108	56%	822	61%
	企画競争による随意契約	531	27%	207	15%
	公募による随意契約	105	5%	13	1%
	不落・不調による随意契約	12	1%	170	12%
	小計	1,756	89%	1,212	89%
競争性のない随意契約		207	11%	145	11%
合計		1,963	100%	1,357	100%

(注 1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない。)

(注 2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

【表 1 - 2】 契約件数ベースでの割合 (過去 3 力年)

契約方式 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	3 年間の平均
競争性のある契約	89%	89%	89%	89%
競争性のない契約	11%	11%	11%	11%

2. 一者応札の状況及び調達経費からみた支出の構造

一者応札については、企画競争による随意契約のほとんどが、研究開発委託経費に係る継続案件であることから、競争入札における一者応札の改善が課題である。

総務省の全ての契約に対し一般競争入札における一者応札の占める割合について、過去 3 力年をみると、平成29年度は20%、平成30年度は22%、令和元年度は30%と近年は、やや増加傾向となっている。【表 2 - 1、2 - 2 参照】

【表 2 - 1】 総務省の契約に対し一般競争入札における一者応札 (契約件数) の占める割合

平成29年度	平成30年度	令和元年度	3 年平均
20%	22%	30%	24%

【表 2 - 2】 令和元年度総務省における調達契約の応札状況 (単位：件、億円)

契約方式 \ 応札者数の別	1 者		2 者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	581	564	527	258	1,108	822
割合	52%	69%	48%	31%	100%	100%
企画競争による 随意契約	297	138	234	68	531	206
割合	56%	67%	44%	33%	100%	100%
公募による 随意契約	105	13	-	-	105	13
割合	100%	100%	-	-	100%	100%

(注 1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない。)

(注 2) 企画競争による随意契約の 1 者応札は、競争的資金等の研究開発委託経費に係る継続案件を含む。

(注 3) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

内閣官房「令和2年度上半期調達改善の取組に関する点検結果」から集計された政府全体における一者応札の状況は、契約件数ベースで平成29年度は18%、平成30年度は19%、令和元年度は20%となっており、当省はやや高めとなっている。

令和元年度の調達経費別の契約状況を概観すると、研究開発等委託経費が508件、約205億円であり、件数で約26%、金額で約15%を占める。次に調査・調査研究請負経費が382件、約242億円であり、件数で約20%、金額で約18%を占める。他に情報システム経費が241件、約667億円、金額で約半数を占めている。【表3-1参照】

【表3-1】令和元年度総務省における調達経費の内訳 (単位：件、億円)

経費\契約状況	本省		地方支分部局等		総務省全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
調査・調査研究請負経費	332	189	50	53	382	242
割合	27%	17%	7%	21%	20%	18%
情報システム経費	174	611	67	56	241	667
割合	14%	56%	9%	22%	12%	49%
研究開発等委託経費	393	199	115	6	508	205
割合	32%	18%	16%	2%	26%	15%
庁舎管理請負経費	51	5	122	12	173	17
割合	4%	1%	17%	5%	9%	1%
電力	1	3	8	1	9	4
割合	0%	0%	1%	0%	0%	1%
ガス	1	0	2	0	3	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
印刷製造請負経費	21	9	36	32	57	41
割合	2%	1%	5%	12%	3%	3%
広報・イベント運営等請負経費	49	10	51	4	100	14
割合	4%	1%	7%	2%	5%	1%
その他業務請負等経費	149	23	145	16	294	39
割合	12%	2%	20%	6%	15%	3%
物品等購入経費	52	33	99	78	151	111
割合	4%	3%	14%	30%	8%	8%
物品等借入経費	14	16	28	1	42	17
割合	1%	1%	4%	0%	2%	1%
公共工事等	0	0	3	0	3	0
割合	0	0%	0	0%	0%	0%
合計	1,237	1,098	726	259	1,963	1,357
割合(総務省全体に対する割合)	63%	81%	37%	19%	100%	100%

(注1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システム経費については、会計課が保有しているデータベースによって分類した。

令和元年度の一者応札件数581件の経費別の内訳は、調査・調査研究請負経費が232件(40%)と4割を占め次に情報システム経費が106件(18%)、その他業務請負等経費が103件(18%)となっている。【表3-2参照】

一者応札の縮減に向けて、引き続き取組むこととし、特に調査・調査研究請負経費、情報システム経費について重点的に取り組むこととする。

【表3-2】令和元年度総務省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(本省・地方別) (単位：件、億円)

経費\契約状況	本省		地方支分部局等		総務省全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
調査・調査研究請負経費	206	96	26	50	232	146
割合	52%	21%	14%	45%	40%	26%
情報システム経費	75	315	31	32	106	347
割合	19%	69%	17%	29%	18%	61%
庁舎管理請負経費	11	1	22	8	33	9
割合	3%	0%	12%	7%	6%	2%
電力	0	0	1	0	1	0
割合	0%	0%	1%	0%	0%	0%
ガス	1	0	0	0	1	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
印刷・製造請負経費	8	7	9	2	17	9
割合	2%	2%	5%	2%	3%	2%
広報・イベント運営等請負経費	25	5	12	1	37	6
割合	6%	1%	7%	1%	6%	1%
その他業務請負等経費	56	10	47	8	103	18
割合	14%	2%	26%	7%	18%	3%
物品等購入経費	14	12	26	10	40	22
割合	3%	3%	14%	9%	7%	4%
物品等借入経費	3	7	8	0	11	7
割合	1%	2%	4%	0%	2%	1%
公共工事等	0	0	0	0	0	0
割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	399	453	182	111	581	564
割合(総務省全体に対する割合)	69%	80%	31%	20%	100%	100%

(注1) 令和元年度の契約に関する統計等に基づき一般競争入札の内訳を作成(少額随意契約は含まない。)

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 情報システム経費については、会計課が保有しているデータベースによって分類した。

(注4) 研究開発委託費については、すべて企画競争によって調達した。

Ⅲ. 重点的な取組について.

当省として重点的に推進する取組として以下のとおり実施する(詳細は別紙1のとおり)。

1. 一者応札改善のための取組(総務本省及び地方支分部局等の取組)

(1) 全ての調達改善取組

競争性をより一層確保しコスト削減を図るため、一者応札の改善に努めるとともに、適切な契約方式の選定等、透明性の確保に努める。

特に前回調達において、一者応札だった案件については、その原因等を分析し改善策を次回調達に反映させることを徹底すると共に、一者応札改善のための取組の実効性をより高めるための方策の検討を引き続き行っていくこととする。

また、一者応札が継続している案件については、特定の設備や技術が必要であることが客観的にも明らかなのは、公募随契へ移行することとし、移行にあたっては、総務省契約監視会の意見を聴取し、見積価格の審査を行うなど、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化を図る。

また、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図るほか、ホームページ等を通じた調達情報等の情報発信に努める。

(2) 調査・調査研究経費に係る調達

上記Ⅱ.2で記載のとおり、調査・調査研究経費の一者応札は、232件、約146億円であり、一者応札全体の契約件数の約40%、金額の約26%を占めていることから、早期の契約による履行期間の確保に努めるとともに、仕様内容についても、特定の者が有利になることのないよう公平性を確保するとともに、一者応札が継続している案件は、公告期間の延長等に引き続き取り組む。

(3) 情報システム経費に係る調達

上記Ⅱ.2で記載のとおり、情報システム経費に係る一者応札は、106件、約347億円であり、一者応札全体では件数で約18%、金額では61%を占めている。

本年度は、引き続き専門家であるCIO補佐官の関与による取組を実施するとともに、入札結果や一者応札の分析等をPMOに提供し、個々の情報システムにおける課題を調達部局とPMOが共有することで、調達手続へ反映されていることを確認し、調達改善のサイクルを確立する。

2. 随意契約の見直し(総務本省及び地方支分部局等の取組)

競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比して、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移

行の可否等について十分な検討を行う。

IV. 共通的な取組について.

各府省庁が共通して重点的に取組を実施する「共通的な取組」として、以下のとおり実施する。

1. 調達改善に向けた審査・管理の充実（総務本省及び地方支分部局等の取組）
一者応札改善に向けて、個別案件の審査・管理強化の取組を行う。（詳細は別紙1－IV. 1のとおり。）
2. 地方支分部局等における取組の推進（地方支分部局等の取組）
全省的な調達改善をさらに推進するための取組を実施する。（詳細は別紙1－IV. 2のとおり。）
 - (1) 一者応札改善のための取組（再掲）
上記記載のⅢ. 1のとおり取組を実施する。
特に、以下の取組を徹底する。
 - ① 公告期間等の更なる改善を図る取組
 - ② 仕様書の中立性の確認、契約額の適正化及び低廉化の観点から、調達起案文等の際には、複数者からの見積書の添付を義務付ける。
 - ③ 契約担当部局においては、進行管理を徹底する。
 - (2) 随意契約の見直し（再掲）
上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施する。
3. 電力調達・ガス調達の改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）
電力及びガスの小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達及びガス調達においても複数会社が供給し得る環境となっていることも踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。特に電力調達の実施にあたっては、令和2年12月10日付け内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡「再生可能エネルギー電力の調達について」及び「電力調達の更なるコスト削減について」を踏まえた取組を実施する。（詳細は別紙1－IV. 3のとおり。）

V. その他の取組について.

当省として、従来からの取組について、引き続き、以下のとおり実施する（詳細は別紙2のとおり。）。

1. 共同調達（総務本省及び地方支分部局等の取組）
汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、

スケールメリットの活用や事務効率化を図る観点から、複数省庁による共同調達・一括調達の推進を従来から図っているところであり、他省庁との共同調達を引き続き推進する（詳細は別紙2のとおり）。

2. オープンカウンター方式の活用（地方支分部局等の取組）

少額随意契約の事務手続については、各地方支分部局等で事情が異なることから、活用によるメリット・デメリットを検討の上で実施することとし、特に少額な調達が多数を占める地方支分部局等において、オープンカウンター方式の更なる拡大を行うことにより、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減が図れると考えられ、引き続き取組を行う（詳細は別紙2のとおり。）。

3. その他（総務本省の取組）

また、上記以外の取組としては、別紙2のとおり実施する。

VI. 自己評価の実施方法について.

上半期（令和3年4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況（実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等）について、自己評価を行うとともにその結果をホームページ等により公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映する。

なお、自己評価結果等については、併せて内閣官房行政改革推進本部へ報告を行う。

VII. 推進体制について.

1. 推進体制の整備

官房長を統括責任者とする調達改善推進検討会（以下「検討会」という。）を設置し、計画の策定、自己評価を実施する。なお、検討会の構成は以下のとおりとする。

統括責任者：官房長

副統括責任者：官房会計課長

メンバー：会計課職員の中で調達改善に関係する職員とするが、検討会が必要と認めるときは、上記以外の者を参画させることができる。

各調達部局固有の課題の改善を図るとともに、調達部局の実務担当者による連絡会等を開催し、課題の共有、効果が得られた取組の展開を図る等、取組の実行性を確保する。

2. 外部有識者や内部監査等の活用

調達に関する問題点（調達の結果得られた成果を含む）の抽出、計画に係る取組に関する監視、指導、助言等の観点から、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求め、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化、さらには費用対効果の向上を図ること等による調達改善を進めるとともに、内部監査を通じて一者応札の改善等の調達改善の取組を確

認、検証等を行う。

また、研修等の機会を設け職員の知識や意識向上に努める。

VIII. その他.

計画に関する指針の改定が行われた場合や進捗状況等を踏まえ計画を修正することが適切であると判断される場合には、必要に応じて計画について所要の見直しを行うものとする。

重点的な取組、共通的な取組

令和3年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	
○		Ⅲ. 1. 一者応札改善のための取組(総務本省及び地方支分部局等の取組)							
		一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。	下記①から⑨の取組を行う。	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。				一者応札率が過去3力年の平均を下回ることを目標とし、経費削減を図る。 ※令和2年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値:平成29年度から令和元年度平均:24%)。	
		(1) 全ての調達の改善取組	① 公告期間等の改善 ア. 複数の者が入札に参加できるように、早期の契約、準備期間及び執行期間を確保できるように努める。 イ. 公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。 ウ. 前回一者応札の公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。 エ. 調達予定案件の情報提供の充実等 調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページ公表するとともに、SNSを通じて積極的に情報発信を行う。		A	H24:本省 H29:地方 ※本省においてR2から実施(下線部)	前年度の上半期契約締結率を上回ることを目標とする。 ※令和2年度の率は未集計のため、目標率は未確定。(参考値:令和元年度:61%)	年度末	
			② 仕様内容の充実 ア. 複数の者が入札に参加できるよう調達期間について十分に配慮することとし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部局において適切に進捗管理を行う。 イ. 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。 ウ. 役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 エ. 入札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。			H24:本省 H30:地方	全ての調達について、②から⑦の要件を満たすよう取組を行う。 特に「③ 仕様書中立性の確認」の取組において、調達要求時においての複数者からの見積書添付の徹底を図り、更なる仕様内容の中立性の確保に努める。		
			③ 仕様書中立性の確認 前年度までの取組を踏まえ、更なる仕様内容の中立性の確保のため、契約担当部局への合議文書に、複数者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行う。						
			④ 契約額の適正化及び低廉化 前年度までの取組を踏まえ、更なる経費節減及び適正な予定価格算定のため、上記③の見積書、さらに調達要求部局での経費算出調書の添付を義務付け、予定価格算出の資料として活用し契約金額の適正化及び低廉化を図る。						
			⑤ 事前審査 ア. 全ての調達案件については、原則、契約担当部局に合議して、Ⅲ. 1. の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。 イ. 数多くの取引価格の比較がインターネット及び刊行物を利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。				H29:本省 H30:地方		
			⑥ 一者応札の検証 ア. 結果として一者応札となった調達について、契約担当部局において、原因究明を行う。 イ. 類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するとともに次回の調達時に改善策を反映させる※1。 ウ. 一者応札が継続している案件については、特定の設備や技術が必要であると認められるものは、公募随契への移行を検討する。また、公募随契への移行にあたっては、総務省契約監視会の意見を聴取し、見積額の審査を行うなど、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化を図る。※2				H24:本省 H30:地方 ※1本省においてR2から実施 ※2本省においてR3から実施		
			⑦ 事後審査・管理 ア. 一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 イ. 上記アに基づいて改善策を取りまとめの上、契約担当部局及び調達要求部局あて通知し次回の調達の際の参考とするよう要請を行う。				H29:本省 H30:地方		
	⑧ 企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、又、特定の者が有利にならないよう取組を行う。				H24:本省 H29:地方	前年度の一者応募率を下回ることを目標とする。 ※令和2年度の率は未集計のため、目標率は未確定。(参考値:令和元年度:56%)			

		<p>⑨電子調達システムによる調達の推進 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが行われていることを踏まえ、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、以下の取組を行う。 ア. 紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能目途等の確認を行う。 イ. 電子調達システムを普及啓発するために、民間側及び省庁側の利用者講習会の充実を図る。</p>			H29	全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前年度の電子応札率・電子契約率を上回ることを目標とする。 ※令和2年度の率は未集計のため、目標率は未確定。 (参考値: 令和元年度電子応札率: 47% 電子契約率: 13%)		
	(2) 調査・調査研究経費に係る調達	<p>①過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載するとともに、多様な調査検討項目を有するようなものは、適切な調達単位の分割した上、適切な入札方式を選定すること。</p> <p>②最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。</p> <p>③総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。</p>	令和元年度の一次応札件数の4割を調査・調査研究経費に係る調達に占めているため。	A	H24: 本省 H30: 地方	全ての調達について、要件を満たすよう取組を行う。	年度末	
	(3) 情報システム経費に係る調達	<p>①予定価格が10万SDR以上と見込まれる調達案件(契約変更を行う案件については、増額分の予定価格が10万SDR以上のもの)は、CIO補佐官に相談し相談結果について調達決裁にその評価内容書等を添付する(ただし、単に市販の機器等を調達する場合などCIO補佐官が評価書発出が不要としたものは添付を要しない)。</p> <p>②予定価格が80万SDR以上と見込まれ、総合評価落札方式を採用するものは、CIO補佐官による提案書審査を行う。</p> <p>③情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保、仕様内容の充実等。</p> <p>④最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。</p> <p>⑤入札結果や一次応札の分析結果等をPMOIに提供するとともに、個々の情報システムの課題を共有し、調達手続に反映されていることを調達部局において確認する。</p>	令和元年度の一次応札件数の約2割弱、契約金額の約6割を情報システム経費に係る調達に占めているため。	A	H31: 本省 H31: 本省 H30: 本省 H24: 本省 H30: 地方	全ての調達について、①から⑤の要件を満たすよう取組を行う。	年度末	
○	○	<p>Ⅲ. 2. 随意契約の見直し(総務本省及び地方支分部局等の取組)</p> <p>競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う。</p> <p>下記①から②の取組を行う。</p> <p>引き続き、調達の透明性確保のため、競争性のある契約への移行等について、精査を行う必要があるため。</p> <p>前年度の競争性のない契約率を下回ることを目標とし、経費削減を図る。</p>						
		①競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。			H24: 本省 H30: 地方	契約総件数に占める競争性のない随意契約件数の比率が前年度を下回ることを目標とする。 ※令和2年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値: 令和元年度: 11%)	年度末	
		②企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。			H24: 本省 H30: 地方	契約総件数に占める企画競争及び公募随意契約の比率が前年度を下回ることを目標とする。 ※令和2年度の率は未集計のため、目標率は未確定(参考値: 令和元年度企画競争: 27% 公募随意契約: 5%)	年度末	
	○	<p>Ⅳ. 1. 調達改善に向けた審査・管理の強化(総務本省及び地方支分部局等の取組)</p> <p>調達改善に向けた審査・管理の強化については、上記Ⅲ. 1及びⅢ. 2により取組を実施する。</p> <p>①事前審査 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤により実施する。</p> <p>②事後審査・管理 上記Ⅲ. 1. (I). ⑦により実施する。</p> <p>③検証 ア. 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組が、十分に連携が図れながら、効果的に運用されているかについて、官房会計課が検証する。 イ. 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組及びⅢ. 2の取組において、改善の効果が目に見える取組については、官房会計課が取りまとめし、省内で情報共有する。</p>						
				A	H30	上記Ⅲ. 1. (I). ⑤により実施する。	年度末	
				A	H30	上記Ⅲ. 1. (I). ⑦により実施する。		
				A	H30	上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組が、十分に連携が図れながら、効果的に運用されているかについて、官房会計課が検証を行う。 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組及びⅢ. 2の取組において、改善の効果が目に見える取組については、官房会計課が取りまとめし、省内で情報共有する。		

IV. 2. 地方支分部局等における取組の推進(地方支分部局等の取組)								
○	○	(1)一者応札改善のための取組 (再掲 上記記載のⅢ. 1)	上記記載のⅢ. 1のとおり取組を実施	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達 ^の 透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	A	H30	上記記載のⅢ. 1. (1)のとおり取組を実施	年度末
○	○	(2)随意契約の見直し (再掲 上記記載のⅢ. 2)	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	競争性をより一層確保すること等により、調達 ^の 透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	A	H30	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	年度末
IV. 3. 電力調達・ガス調達の改善(総務本省及び地方支分部局等の取組)								
	○	電力及びガスの小売全面自由化により、小規模庁舎に係る電力調達及びガス調達においても複数会社が供給し得る環境となっていること等を踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。特に電力調達の実施にあたっては、令和2年12月10日付け内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡「再生可能エネルギー電力の調達について」及び「電力調達の更なるコスト削減について」を踏まえた取組を実施する。	①調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気・ガス事業者に対して、声かけを積極的に行う。 ②公告期間を20日以上とすることを徹底する。 ③複数庁舎間での共同調達の検討を行う。特に電力の調達については、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達の実施を検討する。 ④電力の調達については、再生可能エネルギー比率 30%以上の電力の調達を実施する。		A	H29 R3から実施(下線部)	前回調達の契約金額を下回ることを目標とし経費削減を図る。	年度末

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・A+ : 効果的な取組
- ・A : 発展的な取組
- ・B : 標準的な取組

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>1. 共同調達(総務本省及び地方支分部局等の取組)</p> <p>汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進する。</p> <p>①共同調達の更なる推進を図る。 ②調達の回数を減らすことにより事務効率化を図る。 ③更なる品目の追加を図る。 ④更なる共同調達を行う官署を追加する。</p>	継続
<p>2. オープンカウンター方式の活用(地方支分部局)</p> <p>各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。</p> <p>①既に活用している契約担当課室は、改善の検討を行う。 ②未活用の契約担当部局は、活用の検討を積極的に行う。</p>	継続
<p>3. その他(総務本省の取組)</p> <p>① 旅費業務の効率化 ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。</p>	継続
<p>② 国庫債務負担行為の活用 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。</p>	継続
<p>③ クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金(水道)の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。</p>	継続
<p>④会計事務職員のスキルアップの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。 	継続